

大阪府の指定管理者制度について

《指定管理者制度とは》

- 平成15年の地方自治法改正により、公の施設の管理運営に、民間のノウハウ等を活用して住民サービスの向上を図ること等を目的に「指定管理者制度」が導入されました。
現在、大阪府では58施設と府営住宅11地区で指定管理者制度を導入しています。
- 民間事業者やNPO法人など幅広い事業者（個人を除く）に受託していただくことが可能です。
- 指定管理者となる事業者は、原則として、公募により選定され、議会の議決を経て正式に指定されます。

《指定管理者の業務》

- 指定管理者は、公の施設の管理運営の全般を担うほか、利用者が施設を利用する際の許可権限についても、府から委任を受けて指定管理者が行っている施設もあります。
- 「利用料金制」を採用している施設では、条例で定める上限額を超えない範囲で指定管理者が利用料金を設定し、利用料金は指定管理者の収入として利用者から直接収受することができます。



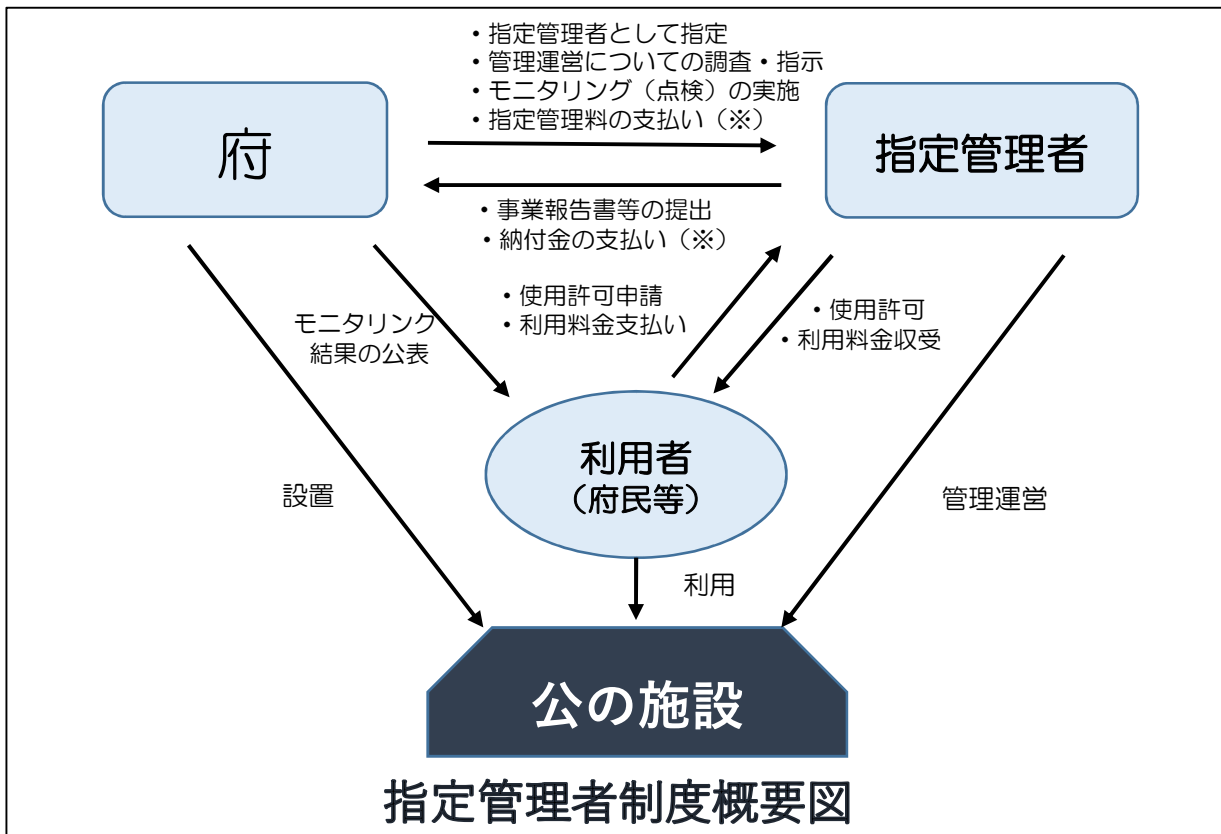
©2014 大阪府もずやん

《管理に要する経費等》

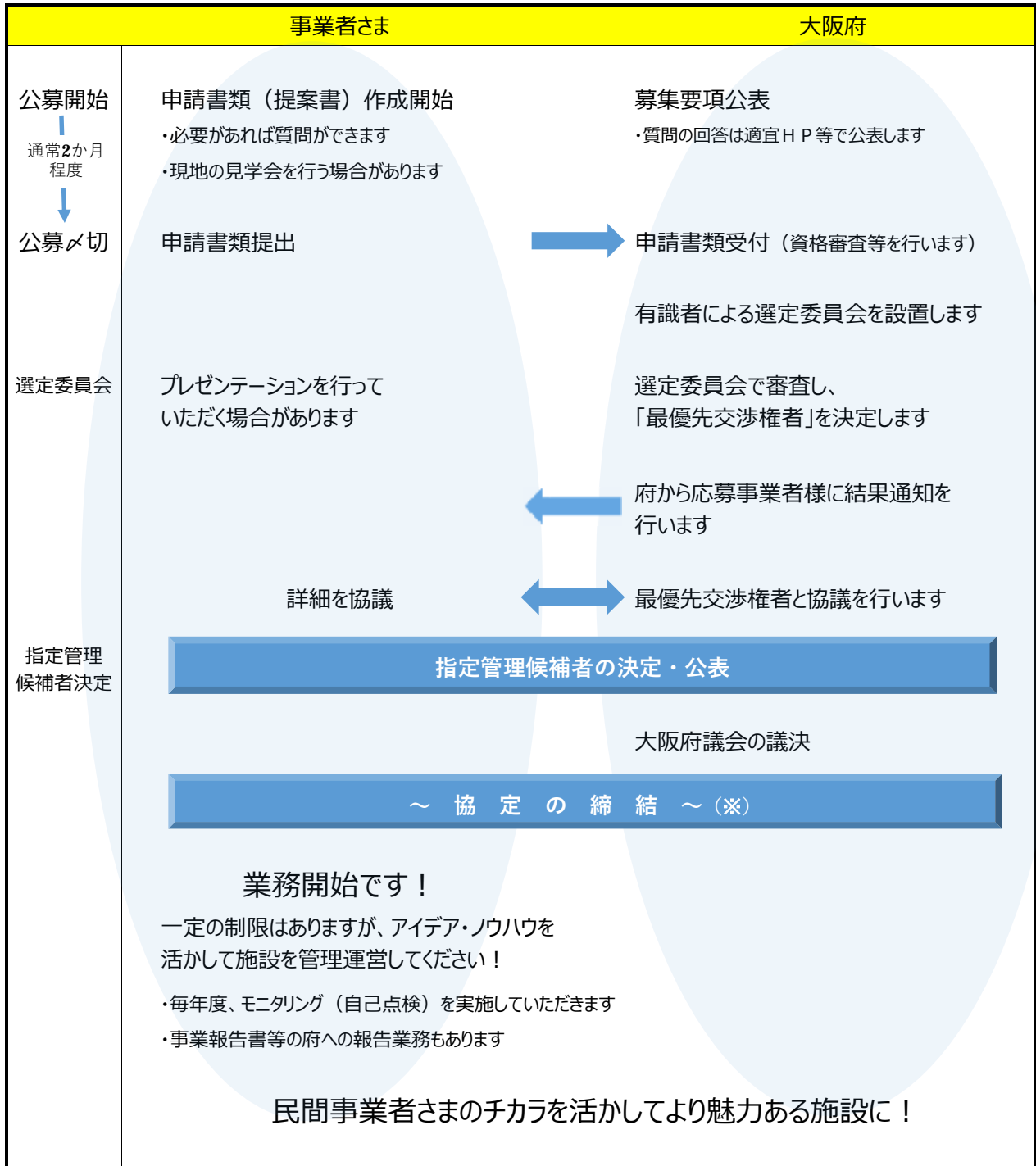
- 施設の管理運営経費については、①府から指定管理料を支払う施設と、②利用料金収入が多く見込まれるため指定管理料を支払わずに指定管理者から府へ納付金を支払っていただく施設があります。（※）

《管理運営状況のモニタリング》

- 毎年度、指定管理者及び府は管理運営状況についてモニタリング（点検）を行い、府はその結果を公表します。



指定管理者決定までの基本的な流れ (施設により異なる場合があります。)



（※）指定管理者と府は、議会の議決後に、事業計画、業務の範囲など管理のために必要な事項について協定を締結します。